事　務　連　絡
令和４年９月 30 日

公益社団法人　日本産婦人科医会　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして
出産したときの取扱いについて

別添の通り、各都道府県・市（区）町村 衛生主管部（局）長等あてに通知を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

写

法務省民一第２０００号
医政発０９３０第１号
子発０９３０第１号
令和４年９月30日

法務局長
地方法務局長
各　都道府県・市（区）町村　民生主管部（局）長
児童福祉主管部（局）長　　殿
衛生主管部（局）長

法務省民事局長
厚生労働省医政局長
厚生労働省子ども家庭局長
（公　印　省　略）

妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて

令和４年１月４日以降、熊本市に所在する医療法人聖粒会慈恵病院において、妊婦がその身元情報を同病院の一部の者のみに明らかにして出産した例が複数公表されています。

本来的には、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点から、妊婦がその身元情報を明らかにして出産することが大原則であり、関係機関が連携して身元情報を明らかにした出産が行われるよう説得することが求められますが、何らかの事情により、医療機関において妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産せざるを得ない場合の取扱いについて、別添のとおり取りまとめましたので、医療機関等から相談があった場合にご活用ください。

本通知は、これまで熊本市から受けた照会等に対し法務省及び厚生労働省から個別に回答した事項や、現行制度下における対応等を改めて整理したものであり、こうした出産を推奨するものではありません。

また、当該妊婦が身元情報を明かして出産することに同意した場合は、当該妊婦及びその出産した子どもに対して適切かつ必要な支援が実施されるよう、当該医療機関の所在地を管轄する行政機関を経由する等して、当該妊婦の居住地の行政機関とも連携を取る等、十分な留意をお願いいたします。

（別添）

第１．妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて

何らかの事情により、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにしての出産（※）を望み、医療機関等の説得にも応じないため、そのような出産を医療機関が受け入れる場合（いわゆる「内密出産」）においては、当該妊婦が出産した子どもは、その母が事実上親権を行使することが不可能であり、現に監護する者がないことから、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童をいう。以下同じ。）に該当すると考えられ、要保護児童としての通告、戸籍の作成等について関係機関（都道府県、市区町村、児童相談所、医療機関等）で連携して対応する必要がある。また、子どもの出自を知る権利を保障する観点から、医療機関内で出産した者の身元情報を当該医療機関内で適切に保管するなど必要な措置を講ずる必要がある。

こうした観点から具体的な対応と留意点等を以下第２及び第３のとおり取りまとめたので、関係機関において留意されたい。

なお、本通知でいう「医療機関」とは、何らかの事情により、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにしての出産を望み、医療機関等の説得に応じない場合、そのような出産を受け入れる意向を有する医療機関をいうものであって、医療機関においてこうした受入対応を行うことを決めた場合には、関係機関において適切な連携を行う観点から、事前に当該医療機関の所在地を管轄する都道府県、政令指定都市又は保健所設置市区（以下「都道府県等」という。）にその旨を共有すること。

また、本通知でいう「身元情報」とは、基本的には氏名、住所、生年月日をいうものである。ただし、妊婦が当該情報を提供することに同意した場合には、これらの情報に加えて、運転免許証等の公的身分証の写しや、本籍地、血液型、職業、健康状態・既往歴等の情報についても、医療機関内で管理することが望ましい。とりわけ、妊婦の健康状態・既往歴については子どもの成長や発達、医療を受けるにあたって重要な情報であることから、情報提供を受けておくことが望ましい。

※　熊本市の医療法人聖粒会慈恵病院において、妊婦は、妊婦の相談対応を行った者１名にのみ自分の氏名等の身元情報を明かし、当該者以外の病院スタッフや行政機関には身元情報を明かさずに出産を行った。

第２．各機関において必要となる対応等について

第１の出産が行われた場合には、例えば、下記の①から⑨までの流れが想定され得るが、各機関においてそれぞれ（１）から（４）までの対応を行う必要がある。なお、出産が差し迫っている等の理由により①～③の流れを経ずに医療機関で出産した母が、出産後に身元情報を当該医療機関の一部の者のみに明らかにすることを望む場合には、まず②の説得を行い、それでも妊婦がその身元情報を明らかにすることに同意しない場合には、③に従い、仮名等での診療録等を作成した上で、⑥以降の手続きを行う必要がある。

①　妊婦（※）から医療機関（以下、本項目において「受入医療機関」という。）への相

談

※　何らかの事情により、その身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産することを希望する妊婦をいう。以下同じ。

② 受入医療機関から当該妊婦に対し、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に得られる支援等を説明し、身元情報を明らかにした上での出産について説得

③ 妊婦が身元情報を明らかにすることに同意しない場合、受入医療機関における仮名等での診療録等の作成

④ 出産

⑤ 受入医療機関から母に対し、身元情報を明らかにした上での出生届提出を催告

⑥ 母が出生届を提出する意向がないことが確認された場合、受入医療機関から当該医療機関の所在地を管轄する児童相談所に対し、要保護児童の通告

⑦ 児童相談所から管轄の市区町村に対し、戸籍作成に必要な情報を提供

⑧ 市区町村長による戸籍作成

⑨ 受入医療機関、市区町村、児童相談所間で連携し、要保護児童への対応

なお、②の受入医療機関から妊婦に対する説得に際しては、当該妊婦及びその子どもに対して適切かつ必要な支援を実施する観点から、説得の場に行政機関が同席することが望ましい。行政機関の同席等に当たっては、以下の点に留意されたい。

また、関係機関は、こうした出産において最も尊重されるべき点は母子の生命・健康の確保であることを念頭に置いた上で、以下の点に限らず、出産前後の母子への継続的な支援が可能となるよう適切に連携するよう最大限努めること。

・　受入医療機関は妊婦に対し、説得の場に行政機関が同席すること及びその同席の方法（身元情報を明かしたくないという妊婦の意向に配慮した方法が採られること等）について説明し、当該同席について妊婦の同意を得るよう努めること。

・　上記の同意を得られた場合には、受入医療機関及び行政機関は以下の対応を行うこと。

・　妊婦が希望した場合には、受入医療機関から妊婦の家族等に対して、妊娠の事実や妊婦の意向等を伝えた上で、当該家族等による支援を依頼することも考えられること。

（同席者について）

行政機関における同席者の選定に当たっては、受入医療機関から当該妊婦に対する説明の内容や当該妊婦がその身元情報を受入医療機関の一部の者のみに明らかにして出産するという判断に至った経緯、当該妊婦の家庭環境、家族の状況等について十分に把握できるよう、児童相談所や市区町村の母子保健担当職員、保健師等、母子に対する支援に知見のある第三者を選定するよう努めること。

（同席方法について）

受入医療機関における同席方法の検討に当たっては、身元情報を明かしたくないという妊婦の意向を踏まえた上で、例えば、児童相談所や市区町村の母子保健担当職員等はオンライン会議形式で同席し、妊婦側のカメラはオフにして音声のみでやりとりする等十分配慮すること。

（１）受入医療機関

・　妊婦がその身元情報を受入医療機関の一部の者のみに明らかにして出産する仕組みを行うことに関する都道府県等への事前の情報提供
・　当該妊婦に生命の危険が生じた場合など当該医療機関では対応できない場合は、他の医療機関に転院を行うことが想定されることから、事前に、転院先となり得る医療機関に情報共有を行うとともに、身元情報についての取扱いについて取り決めを行うこと（転院が行われる場合は、受入医療機関の職員が付き添う等、受入医療機関と転院先医療機関が連携し対応出来る体制を整えること）
・　妊婦の身元情報の保存等に関する規程の明文化（妊婦の身元情報を確認・管理する者等）
・　上記規程に関する都道府県等への情報提供
・　身元情報を明らかにしないまま出産を望む妊婦に対する説得（子どもの出自を知る権利の重要性や、子どもに対する母の身元情報の開示及び開示時期に関する説明・同意、出産前後に得られる支援等、身元情報を明らかにして出産するという決断に資する情報の提供等）
・　出産後の母に対し、身元情報を明らかにした上での出生届提出の催告
・　出産後においても母子健康手帳の交付を受けることができることの説明
・　当該妊婦の同意を得た上で、上記規程に基づく妊婦の身元情報の適切な管理（受入医療機関内で身元情報を管理できなくなった場合における他の医療機関等への引継ぎ可能性についても予め妊婦に説明すること）
・　担当医師等による診療録等の作成（妊婦に対する説明・説得の内容、その過程でのやりとり、子どもに対する身元情報の開示・開示時期に関する同意内容等の事項を適切に記録すること）
・　受入医療機関の所在地を管轄する児童相談所に対する、身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにした出産を取り扱った旨の通告
・　上記児童相談所に対する、子どもの戸籍を作成するために必要な情報（出生した子どもの出生地、出生日及び性別。以下同じ。）の提供
・　出生した子どもが将来出自を知りたいと考えたときに出自を知るための手続がとれるように、児童相談所に対し、身元情報の開示方法、時期等の説明

上記対応に加え、母に対する利用可能な施設・サービス等に関する情報提供や、母が希望した場合は、市区町村からのソーシャルワーカー等の派遣依頼、母及びその子どもに対する支援に関する児童相談所との連携等を行うことが望ましい。

（２）都道府県等

・　受入医療機関から、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産する仕組みを行うことに関する事前の情報提供があった旨を、市区町村、児童相談所等の関係機関に共有すること。
・　医療関係法令に照らして各医療機関等における対応に違法性がないかの確認等
・　医療機関で作成した規程の確認

・　受入医療機関における以下の対応が適切に行われるよう周知・指導すること。
①　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項に基づく要保護児童発見者の通告
②　妊婦の身元情報を管理するための規程の明文化及び当該規程に基づく身元情報の管理、他の医療機関等への引継ぎ等

（3）児童相談所
・　受入医療機関の所在する市区町村に対して、子どもの戸籍を作成するために必要な情報の提供
・　出生した子どもの一時保護や特別養子縁組等をその子どもの最善の利益が図られるよう適切に実施すること。
・　要保護児童対策地域協議会への登録等も含め、出生した子どものその後の支援等が適切になされるよう、市区町村に対して身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにした出産があった旨について連絡する等連携して対応すること。
・　出生した子どもが将来出自を知りたいと考えたときに出自を知るための手続がとれるように、入所している施設や養親等に対し、出自を知る権利及び当該権利に基づく身元情報の開示方法、時期等を説明すること。

（4）市区町村
・　児童相談所からの情報提供に基づき、母の欄を空欄とした戸籍の作成
・　上記戸籍作成後に、母からその氏名を記載して提出された出生届が受理された場合における上記戸籍の消除及び当該出生届に基づく戸籍の作成
・　母が出産後に母子健康手帳の交付を請求した場合、妊娠中に交付を受けていないことを確かめ、母子健康手帳を交付
・　新たに出生した子どもを監護することになった者が、その子どもに関する母子健康手帳を母から譲り受けることができないときは、母子健康手帳を交付すること。
・　要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳への登録

上記対応に加え、医療機関等に対し母が利用可能な施設、サービス等について日頃から情報提供を行うとともに、受入医療機関からの情報提供を契機として、母に対する利用可能な施設・サービス等に関する情報提供や、母が希望した場合は、当該医療機関等へのソーシャルワーカー等の派遣、母及びその子どもに対する支援に関する児童相談所との連携等も行うこと。

第3．関係機関の具体的な対応と留意点等

1　要保護児童発見者の通告義務と通告を受けた児童相談所等の対応について

（1）要保護児童発見者の通告義務

児童福祉法第25条第1項に規定する要保護児童発見者の通告義務は、要保護児童の把握の端緒として設けられたものであり、母がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産した子どもは、当該母が事実上親権を行使することが不可能であり、現に監護する者がないことから、要保護児童に該当すると考えられるため、医療機関に

おいては、通告義務が発生する。したがって、都道府県等においては、当該子どもについて医療機関から児童相談所に、同項に基づく通告が行われるよう周知すること。

同項に規定する通告義務の対象は要保護児童であり、その親の氏名等を必ずしも要求するものではないため、親の身元情報を秘匿して通告を行ったからといって直ちに当該通告義務違反となるものではない。

また、同項の通告は、市区町村、福祉事務所又は児童相談所にすることとされているが、現に監護する者のいない子どもについては、児童福祉法第33条第1項又は第2項に基づく一時保護を行う必要性が高いと考えられるため、児童相談所に通告することが最も適当である。

（2）通告を受けた児童相談所等の対応

通告を受けた児童相談所は、市区町村や医療機関と連携の上、生まれた子どもを適切に保護し、特別養子縁組制度の活用や里親委託等の必要な支援が受けられるように調整すること。

なお、通告を受けた児童相談所は、児童福祉法第12条第2項の規定に基づき、当該児童への援助方針を立てるために必要な調査を行うものとされているが、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産することを望み、医療機関等の説得に応じない場合においては、身元情報を明かしたくないという母の意向も念頭に対応されたい。

また、市区町村は、3（4）及び（5）に記載のとおり戸籍作成に係る対応を行うこと。

2．診療録、助産録及び救急救命処置録等の記載について

診療録、助産録及び救急救命処置録等（以下「診療録等」という。）については、診療、助産及び救急救命処置に関する事項を正確に記録しておくことが、医師、助産師及び救急救命士並びに医療機関（以下「医師等」という。）に対する行政上の指導監督などのために重要であることから、医師等に対し、診療録等を記録し、保存することを義務付けているものである。

この診療録等については、医師法（昭和23年法律第201号）第24条第1項、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第42条第1項及び救急救命士法（平成3年法律第36号）第46条第1項等に規定があり、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第23条、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第34条及び救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第25条等の記載事項として、診療等を受けた者の住所、氏名等を記載する必要がある。妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産することを望む場合に、結果として診療録等に事実と異なる氏名や住所等の個人情報（※）が記載されていたとしても、直ちに医師法、保健師助産師看護師法及び救急救命士法等の違反となるものではない。

※　診療録等に事実と異なる氏名や住所等の個人情報（仮名等）を記載する場合は、そのことが明らかになるように記載すること。

なお、医療機関における妊婦への説得・説明が適切に行われたかを行政機関が確認・

検証する観点から、妊婦に対する説明・説得の内容、その過程でのやりとり、子どもに対する身元情報の開示・開示時期に関する同意内容等の事項を適切に記録することが望ましい。

3．　戸籍関係の取扱い等について

（1）妊婦に対する説明

医療機関は、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして子どもを出産したいとの情報に接したときは、当該妊婦に対して、出生届を提出することは、親子関係を戸籍に登録し、公証するという母子双方にとって極めて重要な行為である旨説得するものとする（第２の②の一環）。

（2）出生届提出の催告

（1）により医療機関が妊婦に説得したが、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときは、当該医療機関は、母にその身元情報を明らかにして出生届を提出するよう促すものとする。（5）により子どもの戸籍が作成された後も、母と連絡が可能な間は、当該医療機関は、母にその身元情報を明らかにして出生届の提出を促すよう努めるものとする（第２の⑤の一環）。

（3）医療機関から児童相談所への情報提供

医療機関から母に対し、（2）の催告を行ってもなお当該母が出生届を提出しない場合には、医療機関から当該医療機関の所在地を管轄する児童相談所に対し、当該母が出産した子どもの戸籍を作成するために必要な情報の提供を行うものとする（第２の⑥の一環）。

（4）児童相談所からの情報提供

児童相談所は、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産した旨の通告を受けた際には、市区町村に対して、子どもの戸籍を作成するために必要な情報の提供を行うものとする（第２の⑦の一環）。

（5）市区町村長の職権による戸籍作成

戸籍事務管掌者である市区町村長は、児童相談所から子どもの戸籍を作成するために必要な情報の提供を受け、法定の届出期間を相当程度超えた場合など母による出生届の提出を期待することができないと判断したときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 44 条第３項の規定により管轄法務局長等の許可を得て、可能な限り速やかに子どもを戸籍に記載するものとする。

なお、当該医療機関において母の身元情報を管理している場合に、仮に出産に立ち会った当該医療機関の医師等から子どもの母の欄を空欄とした出生届が提出されたときは、戸籍法第 34 条第２項の規定により受理しないものとする（第２の⑧の一環）。

（6）事後の出生届の提出があった場合の取扱い

（５）により子どもを戸籍に記載した後、母がその氏名が記載された出生証明書を添付するなど不備のない出生届を提出したときは、市区町村長は、これを受理し、当該出生届に基づき母の戸籍に子どもを記載するものとする。なお、この場合、市区町村長が職権により作成した子どもの戸籍は、戸籍法第24条第２項により、法務局長等の許可を得て職権により消除するものとする。（第２の⑧の一環）

（７）母子健康手帳の交付について

母子健康手帳の交付については、「母子健康手帳の作成及び取扱い要領について」（平成３年10月31日児発第922号厚生省児童家庭局長通知）を参照の上、これに準じて適切に対応すること。

（８）死産した場合の取扱い

死産の場合には、死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）第４条に基づき、死産の届出を行うこととされている。

妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産する予定であったものが死産となった場合において、やむを得ない事情により母が当該届出を提出することができないことが確認された際に当該届出は同令第７条に基づき、死産に立ち会った医療関係者が行うこととし、当該届出に必要な母の身元情報については、当該医療機関内で管理している母の身元情報を元に記載することとする。なお、母が当該届出において明らかにすることに同意しない情報は記載しなくても差し支えない。

また、死児の埋葬又は火葬の手続については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第９条に基づき、死亡地の市町村長が行うこと。

４．児童相談所長による親権の行使等について

（１）児童相談所長による親権の行使

児童相談所長は、児童福祉法第33条の２第１項に基づき、一時保護中の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている。ここでいう「親権を行う者のない場合」とは、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合を想定している。

妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産した場合には、当該妊婦は事実上親権を行使することが不可能であり、「親権を行う者のない場合」に該当すると考えられるため、子どもの最善の利益の観点から、児童相談所長が適切に親権を行うべきものと考えられる。

なお、児童相談所長が親権を行うのは、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間であることに留意が必要である。

（２）特別養子縁組制度の活用

特別養子縁組の成立は最終的には司法判断となるが、民法（明治29年法律第89号）第817条の６、第817条の７等に規定された要件を満たす必要があるところ、母がその

身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産した場合には、同法第817条の６における養子となる者の父母の同意については、母の身元情報が医療機関の一部の者のみにしか明かされず、事実上、母の同意を確認することができないことをもって、同条ただし書きにいう「父母がその意思を表示することができない場合」に当たるなどとして、 同条ただし書きにより同意を要しない事由として認められる場合が考えられる。こうした点も踏まえ、当該母の出産した子どもへの永続的な支援の観点から、同制度の活用を検討されたい。参考までに、許可を受けた養子縁組あっせん事業者の一覧を添付するので、適宜活用されたい【別紙】。

なお、特別養子縁組制度は、生みの親との法的な親子関係を解消するものであり、親子関係に大きな影響を与えることから、母が出生届を提出しない意向を固めた際には、その子どもに関する児童相談所等による支援に資するよう、医療機関から母に対し、児童相談所が生まれた子どもについて特別養子縁組制度を活用する可能性があることについて適切に説明を行うこと。

５．子どもの出自を知る権利について

「子どもの出自を知る権利」については、児童の権利に関する条約において、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」（第７条第１項）との理念を定めている。児童福祉法の総則においても、児童の権利に関する条約の精神に則った理念が改めて規定されている。

（１）母に対する説明について

上記規定の趣旨を踏まえ、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産することを引き受ける意向を有する医療機関においては、少なくとも以下の措置を適切に行うこと。あわせて、当該意向を把握した都道府県等は、当該医療機関において以下の措置が適切に行われるよう指導すること。

① 妊婦の身元情報に関して、当該医療機関における管理者、管理する情報の範囲、管理方法、開示時期（※）、当該妊婦に生命の危険が生じた場合の身元情報の取扱い等を定めた規程を作成すること（規程の明文化）。

※ 母の身元情報の子どもに対する開示時期については、ドイツの制度においては、子どもが16歳に達した後に母の身元情報の開示を行うとされている。また、子どもが何歳に達した時点で母の身元情報の開示を可能とするかを、医療機関から母に対し説明し、開示と開示時期について同意を得ること。その上で、当該開示の有無と開示時期について、医療機関から児童相談所、児童相談所から子どもが入所している施設や養親等に伝達すること。

② 身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産することを希望する妊婦に対し、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点等について説明を行い、子どもへの身元情報の開示の意義を伝えること。また、子どもの出自を知る権利を担保する観点から、可能であれば子どもへの手紙や、希望する子どもの名前、おもちゃ、物品その他子どもに託す物についても、医療機関等で管理することが可能な旨を説明し、母から提供があった場合には当該提供物について医療機関

等で適切に管理し、子どもに引き継がれるようにすること。

③　①の明文化された規程に基づき、当該妊婦から同意（※）を得た上で適切に管理すること。

※　当該医療機関内で、当該妊婦の氏名等の身元情報を管理することに関する同意。その際、以下の事項についても説明すること。

・当該医療機関内で身元情報を管理できなくなった場合には、所管行政庁とも相談の上で、他の医療機関等への引継ぎを行う可能性があること

・出産前後で当該妊婦に生命の危険が生じた場合には、医師等の判断で、当該医療機関内で管理する妊婦の身元情報を元に、妊婦の親族に連絡する等、妊婦及びその子どもの最善の利益の観点から、必要な措置を講じる可能性があること

・当該妊婦に生命の危険が生じた場合など受入医療機関では対応できない状態で、他の医療機関への転院が必要な場合は、転院先の医療機関に当該医療機関内で管理する妊婦の身元を明かした上で、搬送を行うことがあること

④　当該医療機関に対して子どもが開示請求を行った場合の開示の方法について、予め明文化された規程の中で定め、当該妊婦に説明すること。

（２）子どもに対する説明について

上記規定の趣旨を踏まえ、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産する場合においては、その子どもが将来出自を知りたいと考えたときに出自を知るための手続がとれるように、関係機関において以下の措置を適切に行うこと。

なお、医療機関における母の身元情報の保存期間について、当該身元情報の開示のタイミングは当該母が身元情報の開示をその子どもが何歳に達した時点で認めるかに左右されることを考慮し、永年で保存することが望ましい。

①　医療機関から児童相談所に対し、出自を知る権利及び当該権利に基づく身元情報の開示方法、時期等を説明すること。

②　①の説明を受けた児童相談所から当該子どもが入所している施設や養親等に対し、出自を知る権利及び当該権利に基づく身元情報の開示方法、時期等を説明すること。

③　医療機関における母の身元情報の管理等については、当該母の身元情報と、生まれた子どもを区別するための情報（例えば子どもの生年月日・性別・出産を担当した医師等の名前等。以下「特定情報」という。）を紐付けて管理すること。その上で、当該特定情報について、医療機関から児童相談所、児童相談所から当該子どもが入所している施設や養親等に伝達すること。また、当該特定情報により母の身元情報を開示する求めがあった場合に、適切な身元情報の開示が行われるよう、医療機関において当該身元情報と特定情報を紐付けて管理すること。

６．妊婦がその身元情報を全く明らかにせず医療機関において出産することを希望する場合の取扱いについて

妊婦がその身元情報を全く明らかにせず医療機関において出産することについては、児童の権利に関する条約及び児童福祉法の趣旨に合致しないものであり、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点から、こうした出産は可能

な限り避けるべきである。このため、関係機関において、こうした出産が生じないよう周知・指導を行って頂きたい。

万一、妊婦がその身元情報を全く明らかにせず医療機関において出産する事例が発生した場合には、以下の点に留意されたい。

・当該母と連絡が可能な間は、当該妊婦に対してその身元情報を明らかにするよう関係機関から説得を行うこと。
・当該出産で生まれた子どもへの支援については、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産した場合と同様に取り扱うこと。

（別紙）

養子縁組あっせん事業者一覧（令和４年４月１日現在）

家庭福祉課調べ

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療社団法人弘和会　森産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人　ＮＰＯ　Ｂａｂｙぽけっと
3	埼玉県	医療法人さずな会　さめしまデンティングクリニック
4	千葉県	特定非営利活動法人　ベビーブリッジ
5	東京都	認定特定非営利活動法人　環の会
6	東京都	一般社団法人　アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人　日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人　フローレンス
9	東京都	一般社団法人　ベアホープ
10	滋賀県	医療法人青葉会　神野レディスクリニック
11	奈良県	特定非営利活動法人　子育てすこやかサークル　つむぎ
12	和歌山県	特定非営利活動法人　ストークサポート
13	山口県	医療法人社団静友会　田中病院
14	沖縄県	一般社団法人　おきなわ子ども未来ネットワーク
15	札幌市	医療法人明日葉会　札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
16	千葉市	社会福祉法人　生活クラブ　生活クラブ風の村ベビースマイル
17	大阪市	公益社団法人　家庭養護促進協会大阪事務所
18	神戸市	公益社団法人　家庭養護促進協会神戸事務所
19	岡山市	一般社団法人　岡山県ベビー救済協会
20	広島市	医療法人　河野産婦人科クリニック
21	熊本市	医療法人聖粒会　慈恵病院
22	熊本市	社会医療法人愛育会　福田病院　特別養子縁組部門
23	奈良市	特定非営利活動法人　みぎわ